

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 不当利得金返還請求事件  
国側当事者・国  
令和4年1月13日棄却・控訴

判 決

原告	X株式会社
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	中田 祐児
同	島尾 大次
同	高木 誠一郎
同	益田 歩美
同	柴谷 亮
被告	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
同指定代理人	奥江 隆太
同	濱辺 希
同	猪股 翔太
同	宍道 浩介
同	三島 雅之

主 文

- 1 原告の主位的請求及び予備的請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 主位的請求

被告は、原告に対し、2585万5200円及びこれに対する平成29年3月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 予備的請求

被告は、原告に対し、2585万5200円及びこれに対する平成30年4月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、株式会社B(以下「B社」という。)との取引に基づき別法人である株式会社C(以下「C社」という。)名義の口座(株式会社D銀行恵比寿支店普通預金。口座番号●●●●●)。以下「本件口座」という。)に取引代金2585万5200円を振り込んだが、同金員はB社とC社の共謀による詐欺又は原告の錯誤に基づき交付されたものであって、東京国税局長は原告がこのように金員を騙し取られるなどした事情を認識し、又は、容易に認識

できたにもかかわらず、B社の国税滞納を理由として上記債権を含む本件口座に係る預金債権（以下「本件預金債権」という。）に対する差押え、取立て及び配当（以下「本件差押え等」という。）を行ったのであるから、このように原告が騙し取られるなどした金員をもって、被告が国税徴収をしたことは、法律上の原因なく、原告の損失をもって、被告が利得したことになるなどと主張して、被告に対し、不当利得に基づく利得金返還請求権として、2585万5200円及びこれに対する附帯請求として、主位的には、民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）704条に基づく利息返還請求権に基づき、被告の利得日である平成29年3月28日から支払済みまで、予備的には、履行遅滞に基づく遅延損害金請求権に基づき、弁済期後である平成30年4月5日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで、いずれも民法所定の年5分の割合による金員の支払を求めた事案である。

1 前提事実（争いのない事実以外は、各項掲記の証拠又は弁論の全趣旨により認める。）

(1) ア 原告は、電気機械及び工業計器、測定器、オートメ機器の販売並びに修理、維持管理及び賃貸等を目的とする株式会社である（甲13、乙1）。

イ C社（登記上の本店所在地：東京都目黒区●●）は、LED照明及び関連商品並びに応用装置に関する設計開発、製造、販売等を目的とする法人である。

B社（本店所在地：東京都品川区●●）は、LED照明及び関連商品並びに応用装置に関する研究開発、企画、製造、販売等を目的とする法人であり、平成29年8月●日の株主総会決議により解散した。

なお、C社とB社は異なる法人であるが、B社の代表取締役は、平成28年8月4日に解任されるまでE（以下「E」という。）が務め、C社の代表取締役は、平成30年1月15日に辞任するまで、Eの配偶者であるF（以下「F」という。）が務め、同日、Eが代表取締役に就任した。

（以上、甲11、12、乙3）

(2) 原告は、平成29年2月1日、B社との間で、B社が製造する直管型LED照明を顧客に販売するに当たり、B社の製品調達のための資金不足を補うため、顧客からの発注を受けた後、①原告が顧客からの発注額より手数料5%から7%を差し引いた金額をB社に支払う、②B社が顧客に製品を納品する、③顧客が、納品後に支払う製品の代金を原告に支払うこと等を内容とする合意（以下「本件合意等」という。）を締結した（甲2、弁論の全趣旨）。

(3) ア B社は、本件合意等に基づき、平成29年2月22日、原告に対し、公益財団法人G病院（以下「G病院」という。）施設課副部長のH（以下「H」という。）名下の記名押印のある、商品型名又は内容を「第3期LED化改修」、税抜発注額を「2520万円」とする内容の注文書を、同病院が作成したものである旨説明して送付するとともに、同注文に関し、2394万円（税別。税込価格は2585万5200円）の支払を請求した（甲2、38ないし40、弁論の全趣旨）。

イ 原告は、上記ア記載の請求を受け、平成29年2月24日、本件合意等に基づき、B社が指定するC社名義の下記銀行口座（本件口座）に対して上記請求書記載の税込価格である2585万5200円を振込送金した（以下、この原告が送金した2585万5200円を「本件金員」という。）。

（甲2、3、40、弁論の全趣旨）

記

銀行 D銀行恵比寿支店  
口座 普通預金  
口座番号 ●●●●  
口座名義人 C社

(4) 東京国税局の徴収職員は、平成29年3月1日、国税徴収法142条1項に基づき、国税を滞納していたB社の本店所在地（東京都品川区●●）にある事務所（以下「本件事務所」という。）を捜索した。

同職員は、捜索の結果を受けて、B社に対する租税債権を徴収するため、同法47条1項及び62条1項の規定に基づき、本件金員を含む同日時点の本件口座残高3748万6196円相当の預金払戻請求権及び債権差押通知書到達時までの利息の支払請求権を差し押さえた。

また、東京国税局長は、同月17日に同債権を取り立て、同月28日にその全額を配当した（「本件差押え等」）。

（以上、甲3、55、乙8、10の1、乙14の1・2）

(5) ア C社は、平成29年4月5日、東京国税不服審判所に対し、本件差押え等を不服として、同処分全部取消しを求める審査請求を行った。同審判所長は、同年5月24日、同請求を却下する裁決をした（乙17、18）。

C社は、平成30年3月5日、東京地方裁判所に対し、本件差押え等を不服とし、本件差押え等に係る預金等について、不当利得返還請求権があるとして訴訟を提起したが（同裁判所平成●●年（〇〇）第●●号不当利得返還請求事件）、同裁判所は、令和元年6月25日、C社の請求を棄却した。C社は、同判決につき東京高等裁判所に対して控訴したが、同裁判所は、令和2年1月15日、同控訴を棄却し（同裁判所令和●●年（〇〇）第●●号不当利得返還請求控訴事件）、その後、最高裁判所に対して上告受理を申し立てたが、令和2年10月16日に不受理決定がされて、一審の棄却判決が確定した。

（以上、乙21、39ないし41）

イ 原告は、平成29年5月25日、東京国税局長に対し、本件差押え等を不服として、同処分による差押えの取消し又は解除を求める再調査請求及び異議申立てを行った。東京国税局長は、同年8月21日、同請求を却下する決定をした。

また、原告は、同年9月19日、東京国税不服審判所に対し、本件差押え等を不服として、同処分全部取消しを求める審査請求を行った。同審判所長は、同年12月8日、同請求を却下する裁決をした。

（以上、乙19、20）

## 2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 原告の請求が重複訴訟の禁止に該当するか。

（被告の主張）

原告の請求のうち、被告がC社に対して、C社が原告に対してそれぞれ不当利得返還義務を負う場合で、かつ、原告の損失と被告の利得との間に、社会通念上、原告の金銭で被告の利益を図ったと認めるだけの連結があれば、その間の因果関係が認められ、被告の悪意又は重大な過失にかかわらず、被告の利得は法律上の原因を欠き、被告は原告に対して、直接、

不当利得返還義務を負うとの解釈に基づく請求は、C社が既に別件訴訟で、被告に対する不当利得返還請求権を行使していることから、債権者代位権を潜脱するもので、重複訴訟に当たり、不適法であって却下されるべきである。

(原告の主張)

原告は、自己の被告に対する不当利得返還請求権を自ら行使しているのであって、C社の被告に対する不当利得返還請求権を代位行使しているのではないから、C社が被告に対し、不当利得返還請求訴訟を提起していたとしても、本件訴訟は重複訴訟に当たらない。

(2) 原告は、B社及びC社から本件金員を騙し取られたといえるか。

(原告の主張)

ア B社とC社は、真実は、G病院からB社に対する発注の事実がないのに、原告に対して、G病院やH等の印章を冒用し、偽造した注文書を交付するなどして、G病院がB社の商品を2520万円で原告に確実に発注したという重要な事項を偽った。

イ また、B社及びC社は、本件金員の送金先口座の名義人について、真実は、B社とは別法人のC社が名義人となっている本件口座を、あたかも、B社名義の口座であるかのように装って、本件金員の送金先に指定した。

本件口座は、国税を滞納していたB社の口座ではなく、C社の口座であり、本件口座に係る普通預金契約は、C社と金融機関との間に成立するものである（最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同8年4月26日第二小法廷判決・民集50巻5号1267頁参照）。

本件金員のような大金を送金するに当たっては、送金先の口座が誰に帰属するかは重要事項といえ、本件口座への弁済が有効であるとか、B社が自己の預金とする意思を有して本件口座を管理・利用していたなどの場合にかかわらず、かかる口座の名義人を偽る行為をもって、本件送金をさせたことは、原告から本件金員を騙し取ったと評価されるべきものである。

ウ このように、B社及びC社は、原告に、①発注の事実が存在する、②本件口座がB社の預金口座であると誤信をさせ、これらに基づき、本件金員を交付させた。したがって、本件金員は、B社及びC社から騙し取られたものであり、本件金員の交付は、詐欺又は原告の錯誤により、取り消され、あるいは無効となるものである。

(被告の主張)

ア ①発注の事実を偽ったとする点について

原告が主張する詐欺・錯誤に係る事実関係が明らかでなく、それが契約の取消事由・無効事由としての詐欺や錯誤に当たるとは認められないから、原告の主張には理由がない。

また、本件合意等に係る覚書(甲2)の作成日に関する原告の主張が整合しないこと、原告が、本件合意等に係る契約書の作成時点である平成29年2月1日において、C社及び同社の代表者であるFを認識していたこと、B社及びC社が偽造したと主張するG病院からの注文書(甲39)に関する原告の認識が食い違っており、原告が同注文書をG病院からの正式な注文書であると考えたとは信じ難いことなどを考慮すれば、原告は本件金員を騙し取られたとはいえない。

イ ②本件口座の名義人を偽ったとする点について

原告は、B社から本件口座を指定されたのであるから、同口座に入金すれば、原告の債務の弁済として有効である。また、同口座は、B社が自己の預金とする意思を有して管

理・利用していたから、同社に帰属する。さらに、原告は、B社との取引について、平成28年8月16日から平成29年2月10日までの間、計5回にわたり合計1294万6716円を本件口座に振り込んでいるから、同月24日の振込みについても、瑕疵のない取引であると捉えていたと解される。

したがって、この点についても、原告が本件金員を騙し取られたとはいえない。

- (3) 被告は、原告が本件金員を騙し取られたことについて、悪意又は重大な過失によりこれを知らずに本件差押え等をしたか（法律上の原因の有無）。

(原告の主張)

ア 甲が乙から騙取又は横領した金銭により自己の債権者丙に対する債務を弁済した場合において、社会通念上、乙の金銭で丙の利益をはかると認められる場合には、乙の損失と丙の利得の間には、不当利得の成立に必要な因果関係が認められ、また、この弁済の受領につき丙に悪意又は重大な過失があるときは、丙の同金銭の取得は、乙に対する関係では法律上の原因を欠き、不当利得となる（最高裁昭和●●年（○○）第●●号同49年9月26日第一小法廷判決・民集28巻6号1243頁参照。以下、この判決を「昭和49年判決」という。）。

イ 被告は、原告が、B社及びC社に騙されて本件金員を送金した本件口座に係る本件預金債権について、本件差押え等を行っており、社会通念上、原告の金銭で、被告の利益をはかると認めるだけの連結があるから、被告は、原告の損失の下、本件金員相当額の利得を得たといえる。

そして、被告は、B社から本件預金債権を含む債権を取り立て、配当金受領の形で強制的に弁済を受領する時点までに、上記（2）（原告の主張）記載の原告がB社及びC社から本件金員を騙し取られたことにつき悪意であり、仮に、悪意でなかったとしても、少なくとも重大な過失があった。

ウ すなわち、次の事情を踏まえれば、被告がB社から本件預金債権を含む債権を取り立て、配当金を受領する時点で、B社が本件口座に本件預金債権を適法に保有することについて疑念を懐いて然るべき事情があったにもかかわらず、被告は原因となる取引の内容等について照会するなど、調査を尽くすべき注意義務を尽くしていないことから、被告には重大な過失が認められる。

(ア) B社は、3488万4603円以上の多額の国税を滞納しており、経済的に困窮していた。

(イ) Eは、B社の代表取締役を解任され、経済的に困窮していた。

(ウ) 被告は、EがB社の代表取締役を解任された事実を把握しながら、その後も、後任の代表取締役でなくEと交渉を続けた。

(エ) 被告は、Eに対し、再三、差押えを通告した上で、同人が虚偽を述べるなど、その言動が信用できないことを指摘して、同人との交渉を拒絶した。

(オ) B社は、G病院を含む著名な大企業・上場企業等の印章及び多数の個人名義の印章を不正に保有し、偽造文書を作成するなどして、日常的に悪用していた。

(カ) B社は、差し押さえられた印章の名義人である著名な大企業・上場企業等と全く取引を行っていなかった。

(キ) Eは、I株式会社（以下「I」という。）とのファクタリング取引で、著名な大企

業・上場企業等の印章を悪用して、巨額の詐欺罪を犯すほど、経済的に困窮し、追い詰められており、かつ、遵法意識が欠如していた。

(ク) 被告は、Iとのファクタリング取引で、Eが巨額の詐欺罪を犯しており、少なくとも、詐術的な取引を行っていることを認識し得た。

(ケ) 東京国税庁職員は、国税徴収の専門家であり、本件の関係者に対して質問・検査等の権限を有し、現に同権限を行使した。

(コ) 平成29年1月1日以降、本件口座への入金はいずれも少額にとどまり、1000万円を超える入金は、原告からの2件しかないなど、原告からの入金は特異であった。

(サ) 原告は、G病院の案件で、Eから詐欺等にあつて送金し、かつ、差押えを受けて返金を求めた。

エ 以上によれば、被告は、原告が本件金員を騙し取られた事情について悪意であり、少なくとも重大な過失があるから、C社名義の本件口座に係る債権を差し押さえ、そこから配当を受けることによって弁済を受領したことについて、法律上の原因を欠いている。

(被告の主張)

ア 昭和49年判決は、騙取者乙が甲からの騙取金により債権者丙に対する弁済をしたという事案を前提とした事例判決である。

本件は、債権者である被告が、国税徴収法等の法の規定に基づき、国税の公平な徴収を図るため早期かつ強制的に実施される滞納処分として、騙取者とされているB社に帰属する預金債権を差し押さえ、これを取り立てたという事案であり、昭和49年判決のように、原告の主張によれば騙取者とされるB社が、能動的に第三者である被告の利益を図った事案ではなく、昭和49年判決の射程は本件には及ばない。

イ 仮に、昭和49年判決の射程が本件に及ぶとしても、取引の当事者である原告及びB社から、当該取引において、B社の詐欺等により原告が金員を騙し取られたとの説明や申立てがないにもかかわらず、第三者である被告において、原告が本件金員を騙し取られたことを知ることは事実上不可能であるし、これを知らなかったことに重大な過失があるということも認められない。

原告は上記(3)(原告の主張)ウ(ア)ないし(サ)のとおり、被告が疑念を懐いて然るべき事情を主張するが、そのような事情は存在せず、東京国税局の徴収職員は、本件について、滞納処分に必要な財産調査を実施しており、注意義務違反は認められないから、被告は、悪意でないのはもちろん、重大な過失があつたとも認められない。

なお、悪意又は重大な過失の判断時期は、差押時、又は、遅くとも取立時であつて、原告が主張するような配當時ではない。

ウ したがって、本件差押え等をしたことについて、法律上の原因を欠くとはいえない。

(4) 本件が、被告がC社に対して、C社が原告に対してそれぞれ不当利得返還義務を負い、かつ、原告の損失と被告の利得との間に、社会通念上、原告の金銭で被告の利益を図つたと認めるだけの連結があることから、被告の悪意・重過失の有無にかかわらず、本件差押え等による被告の利得に法律上の原因がないといえるか。

(原告の主張)

ア 昭和49年判決の説示からすれば、被告がC社に対して、C社が原告に対してそれぞれ不当利得返還義務を負う場合で、かつ、原告の損失と被告の利得との間に、社会通念上、

原告の金銭で被告の利益を図ったと認めるだけの連結があるときは、その間の因果関係が認められ、被告の悪意又は重大な過失にかかわらず、被告の利得は法律上の原因を欠くと解釈すべきである。そして、このような場合に、被告が利得を保持することは公平の観点に反しているから、被告は原告に対して、直接、不当利得返還義務を負うと解釈すべきである。

イ 原告は、上記（２）（原告の主張）のとおり、B社及びC社に本件金員を騙し取られたのであるから、詐欺取消又は錯誤無効に基づき、C社に対して、本件金員について、不当利得返還請求をすることができる。

ウ また、本件口座は、国税を滞納していたB社の口座ではなく、C社の口座であり、本件口座に係る普通預金契約は、C社と金融機関との間に成立するものである（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同8年4月26日第二小法廷判決・民集50巻5号1267頁参照）。

被告は、これと異なり、本件口座がB社の口座であるという、誤った法令解釈に基づき、本件差押え等を行っている。したがって、C社は、被告に対して、不当利得返還請求をすることができる。

エ 被告は、原告が本件金員を送金した本件口座に係る本件預金債権について、本件差押え等を行っており、社会通念上、原告の金銭で、被告の利益をはかったと認めるだけの連結があるから、被告は、原告の損失の下、本件金員相当額の利得を得たといえる。

オ よって、被告の本件差押え等による利得は、原告に対する関係でも法律上の原因を欠いており、原告は、被告に対して、直接、本件金員について、不当利得返還請求をすることができる。

（被告の主張）

原告が主張する法的構成は、原告独自の見解であり失当である。また、本件預金債権はB社に帰属するものであり、原告が主張する法的構成の前提となる、C社の被告に対する不当利得返還請求権を認めることができないから、理由がない。

原告が指摘する昭和49年判決の射程が本件に及ばないことは既に述べたとおりである。

したがって、被告の利得について法律上の原因がないとはいえない。

（５）被告は、本件差押え等による利得につき、民法704条所定の悪意の受益者か。

（原告の主張）

被告は、平成29年3月28日、本件預金債権を確定的に利得したが、同時点で、法律上の原因の不存在について悪意であった。

（被告の主張）

否認ないし争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前記前提事実、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

（１）C社は、平成28年4月●日、Fを代表取締役として設立された。本件口座は、同年7月25日、Fが1000円を入金して開設した（甲50、弁論の全趣旨）。

（２）原告とB社は、遅くとも平成27年9月から取引を行っており、その間、5回にわたって合計1294万6716円を本件口座に振り込むことがあった。

原告は、B社の取引において、当初はB社名義の口座に入金していたが、取引の途中から、同社の指示に基づき、本件口座に入金するようになった。

(以上、乙16、弁論の全趣旨)

(3) 原告とB社は、平成29年2月1日、本件合意等を締結したが、その主な内容は次のとおりである。(甲2、77)

ア 原告は、B社と同社の顧客との間の受発注について、その商流に入る。

イ 「商流に入る」とは、B社と同社の顧客との間の受発注において、B社が顧客に対して納品して以降、顧客がC社に対して支払うこととなる代金を、顧客から原告に対して直接支払うことをいう。

ウ B社が原告に対して該当案件を提示し、原告が該当案件に合意することで商流に入ることとなる。該当案件は、諸官庁、電力会社、大手病院、その他上場企業又は上場に準じた企業を対象とする。

エ 原告が商流に入ること合意した場合は、B社が原告に対して顧客からの受注額を開示する。原告は、B社に対し、同受注額から手数料として5～7%（案件により原告及びB社の協議）を差し引いた金額を、商品代金として先に支払う。

(4) ア B社は、平成29年2月22日、原告に対し、G病院作成名義による、同病院施設課副部長のH名下の記名押印のある第3期LED化改修を内容とする注文書を送付するとともに、同月23日、同注文書の取扱いについて、原告は商流に入るだけであるから、全ての調整をB社において行うよう同病院から念を押されており、原告から同病院に対して直接連絡をとるのは控えるよう伝えた。

また、B社は、東京都中央区役所の案件など、G病院の案件以外においても、顧客とのやり取りを同社が行うようにしていた。

(以上、甲30の1・2、甲31、35、36、38ないし40、71の1、甲73ないし76、弁論の全趣旨)

イ しかし、上記ア記載の注文書について、G病院が、平成29年2月22日に上記発注をしたことはなく、上記注文書も同病院が作成したものではなかった(甲47、48の1・2)。

(5) 被告は、平成29年2月28日の時点で、C社の存在、C社の代表取締役がFであること及びC社に特段の営業実体が存在しないことを把握していた(争いが無い)。

(6) 東京国税局の徴収職員は、平成29年3月1日、国税徴収法142条1項に基づき、国税を滞納しているB社の本店所在地(東京都品川区●●)に所在する本件事務所を捜索した結果、①B社名義の預金通帳、②C社名義の本件口座に係る預金通帳、③B社の印章、④B社とは異なる名称(「G病院」など)の印章及び⑤個人の印章を、同事務所の事務スペース内にあった机の引き出しから発見した。

なお、LED照明等に関する設計開発、製造、販売等の事業活動について、C社を契約当事者とする契約書は発見されなかった。

東京国税局の徴収職員は、同日、本件口座残高3748万6196円相当の普通預金債権を差し押さえた。

(以上、甲55、乙8、9、10の1)

(7) 東京国税局の徴収職員は、従前のB社に関する滞納国税に係る調査や上記(6)の捜索差



押えの結果を踏まえ、平成29年2月下旬頃以降、B社の取引状況を調査確認するため、国税徴収法141条の質問検査権に基づき、原告を含め、B社と関係があると思われた各法人に対して照会文書を送付し、回答があった法人のうち、本件口座に入金があるものについて、以下に掲げる法人を含めて更に調査を行った。なお、照会先には、B社と取引を行っていない旨の回答をした法人も複数存在した。

(以上、乙28、43の2ないし47の2、乙49の1・2、乙51の1ないし52の2、弁論の全趣旨)

ア 東京国税局の徴収職員は、平成29年3月2日から同月6日にかけて、原告に対し、B社との取引状況に関する調査を行った。

原告は、上記調査を受けて、同月3日にEに問い合わせた初めてC社の存在を知ったこと、原告の取引相手はB社であり、それがC社に変更された認識はないことなどを回答した。

(以上、乙16、弁論の全趣旨)

イ 東京国税局の徴収職員は、平成29年3月6日及び同月9日、有限会社Jに対し、B社との取引状況に関する調査を行った。

同社は、B社と取引実績があること、取引の相手方はB社であること、C社については知らないことなどを回答した。

(以上、乙27)

ウ 東京国税局の徴収職員は、平成29年3月9日、K株式会社(以下「K」という。)に対し、B社との取引状況に関する調査を行った。

Kは、B社と取引関係にあること、取引の途中で「株式会社B」から「株式会社C」に変更になったとの連絡を受けたが、同社取締役からアルファベット表記だと読めない人が多いため、表記を変更した旨の説明を受けたこと、Kとしては、アルファベットからカタカナに表記が変更されても、B社と取引をしている認識であったことなどを回答した。

(以上、乙23)

エ 東京国税局の徴収職員は、平成29年3月10日、L株式会社(以下「L」という。)に対し、B社との取引状況に関する調査を行った。

Lは、B社と取引関係にあること、B社の表記がアルファベット表記だと読めない人が多いとの理由でカタカナ表記に変更されたが、Lとしては、表記が変更されてもB社と取引をしている認識であったことなどを回答した。

(以上、乙24)

オ 東京国税局の徴収職員は、平成29年3月14日及び15日にかけて、株式会社M(以下「M」という。)に対し、B社との取引状況に関する調査を行った。

Mは、B社と継続的に取引を行っていること、Mは、C社の存在を知らず、「御見積書兼発注書」及び「御請求書」の法人名にC社と記載されていることを上記調査の際に初めて知ったこと、Mの認識として、取引先はC社ではなく、B社であること、取引に係る振込み先として本件口座が使用されていたことなどを回答した。

(以上、乙12の1・2)

(8) E及びFは、平成30年11月8日までに、Iに対し、印鑑を偽造し、N株式会社など複数の大手電力会社にLED照明を納入しているとの虚偽の契約書類を提出して信用させ、

売掛債権を買い取らせることによって約7700万円を詐取したとして警視庁に逮捕された（甲44ないし46、52）。

2 争点（1）（原告の請求が重複訴訟の禁止に該当するか。）について

被告は、原告が本件訴訟において、C社が被告に対して別件訴訟において請求する債権と同一のものを請求しているとして、本件訴訟は債権者代位権の濫用であり、重複訴訟に当たり不適法であるから却下されるべきであると主張するが、上記の原告の主張のとおり、原告は、本件訴訟において、原告の被告に対する不当利得の返還を求めており、C社が被告に対して主張する債権を代位して請求するものではない。また、C社の被告に対する訴訟は、既に請求棄却の判断が確定し、終了しているから（前提事実（5）ア）、この意味においても重複訴訟の禁止に該当しない。

したがって、被告の本案前の答弁には理由がない。

3 争点（2）（原告は、B社及びC社から本件金員を騙し取られたといえるか。）について

（1）G病院からの発注の事実を偽ったとする点について

前記認定事実（4）のとおり、G病院は、原告の問合せに対して発注の事実を否定していることに加え、B社の事務所からはG病院やHを含む異なる名称及び個人の印章等が多数発見されたことや、B社における原告との連絡窓口であったEは、原告がG病院と直接連絡をとらないようにさせていたことからすると、実際に同病院が注文書（甲39）に係る発注をした事実は認められず、同注文書は、B社が本件事務所内の印章を冒用してG病院名義の注文書を偽造したものであり、B社は、それを原告に示すことにより同病院からの発注が確実なものであると誤信させ、2585万5200円を本件口座に振り込ませたものということができる。

なお、原告を一方当事者とし、他方当事者をC社（本店所在地東京都目黒区●● 代表取締役F）と表記する2017年（平成29年）2月1日付けの販売代理店契約に係る契約書（乙42）が存在するが、契約当事者をB社（ただし、社名の記載は「株式会社C」とカタカナ表記である。）とする同日付けの取引基本契約書の案文（甲77）が作成されていることや、本件証拠上、C社に営業実体は認められず、実際に原告がC社の販売代理店として活動した形跡も見当たらないこと、原告が、東京国税局長に「再調査の請求ならびに異議申立」書面（乙19）を提出するに当たり、本件金員がC社との取引に係る代金の預託（信託）であり、また、本件口座がC社の口座であるなどと主張していることに鑑みると、上記C社を契約当事者とする契約書は、原告が、後日、被告から直接返還を受けようと考え、C社と諮って実態と異なる書面を作成したものと認められ、上記契約書をもって原告が平成29年2月1日の時点でC社を認識していたということとはできない。

したがって、B社は、真実は、G病院からB社に対する発注の事実がないのに、原告に対して、G病院やH等の印章を冒用し、偽造した注文書を交付するなどして、G病院がB社の商品を2520万円で原告に確実に発注したという重要な事項を偽り、これにより原告から本件金員を騙し取ったといえる。

（2）本件口座の名義人を偽ったとする点について

原告が、B社との取引において、同社から本件口座へ振り込むよう指示されたのであれば、それに従ってした振込みは、原告の債務の弁済として有効なものである。したがって、振込先の口座の名義人がC社であるからといって、B社による詐欺があるともいえず、原告に錯

誤があるともいえない。

これに加えて、預金口座の帰属については、預金の名義のみに関わらず、振り込まれた預金の原資の帰属や、口座の管理や利用状況などを総合的に考慮して判断すべきであるが（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同15年2月21日第二小法廷判決・民集57巻2号95頁参照）、前記前提事実（1）、前記認定事実（2）、（6）及び（7）並びに証拠（乙5ないし7）によれば、C社に係る取引の実体が認められず、同社の本店所在地として登記されている場所にも同社の痕跡が見当たらない一方、原告を含めたB社の取引関係先の企業は、本件口座をB社のものと認識し、同口座へ入金することによって取引を行っていること、B社の事務所において本件口座の通帳が管理されていたこと、本件口座の開設の際には、Fが1000円を入金しているものの、FがEの配偶者であり、Eの指示によりFが本件口座を開設したと考えても不自然ではないことからすると、本件口座は、B社が自己の預金とする意思を有して管理・利用していたということができ、同口座に係る預金債権はB社に帰属すると認めるのが相当である。

以上のとおり、本件口座はB社に帰属するから、この点においても、B社ないしC社が、本件金員を原告から騙し取ったと評価することはできないし、原告に錯誤があったともいえない。

4 争点（3）（被告は、原告が本件金員を騙し取られたことについて、悪意又は重大な過失によりこれを知らずに本件差押え等をしたか（法律上の原因の有無。）について

（1）C社名義の本件口座は、B社に帰属すると認められることは前記のとおりである。

振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解される（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同8年4月26日第二小法廷判決・民集50巻5号1267頁参照）。

そうすると、本件預金債権について、原告が騙し取られた本件金員が原資となっていたとしても、上記のような預金の性質上、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係の影響を受けることなく、当該預金についての権利を本件口座の帰属するB社が取得するというべきであって、本件預金債権が実質的に原告からの騙取金であるなどということとはできない。したがって、被告が、B社の滞納している国税の徴収のため、国税徴収法等に基づき、本件差押え等を行ったことは、B社の財産に対する徴収手続として有効なものといえ、本件差押え等により、被告が国税の徴収をしたことに法律上の原因がないとはいえない。

（2）原告が指摘する昭和49年判決は、金銭の騙取者が、騙取金で債権者に弁済を行い、その利益をはかったと認められる事案において、弁済の受領について、受領者に悪意又は重過失があるときには、その受領が法律上の原因を欠くとしたものであるが、本件については、既に述べたとおり、本件口座に振り込まれて預金となった時点において、騙取金としての性格とは切り離されたものというべきであって、社会通念上の因果関係（騙取金によって利益が図られたとの関係）が認められないことに加え、B社又はC社が、積極的に被告に弁済を行い、被告の利益の実現をはかったものではなく、被告が、自ら、国税徴収法等の法の規定に基づき、国税の公平な徴収を図ることを目的に、強制的に実施される滞納処分として本件差押え等を行ったものである。このように、昭和49年判決の事案と本件とは事案を異にし、

昭和49年判決の射程は本件には及ばないというべきである。

以上によれば、原告が本件金員を騙し取られるなどしたことについての被告の悪意又は重大な過失の有無について検討するまでもなく、被告による本件差押え等による利得に法律上の原因がないとはいえない。

- 5 争点(4)(本件が、被告がC社に対して、C社が原告に対してそれぞれ不当利得返還義務を負い、かつ、原告の損失と被告の利得との間に、社会通念上、原告の金銭で被告の利益を図ったと認めるだけの連結があることから、被告の悪意・重過失の有無にかかわらず、本件差押え等による被告の利得に法律上の原因がないといえるか。)について

上記のとおり、本件預金債権はB社に帰属するから、被告がC社に対して不当利得返還義務を負うことはなく、原告の主張はその前提を欠き、採用できない。

## 6 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は主位的請求及び予備的請求のいずれも理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第31部

裁判長裁判官 金澤 秀樹

裁判官 増子 由一

裁判官 若山 哲朗

以上